

島根県施設整備促進支援事業費給付金交付要綱

(通則)

- 1 島根県施設整備促進支援事業費給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について（令和7年4月1日付医政発 0401 第5号厚生労働省医政局長通知）別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」及び令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費の国庫補助について（令和7年5月2日付医政発0502第8号厚生労働事務次官通知）別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

- 2 この給付金は、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行う。

(交付の対象)

- 3 この給付金の支給対象となる者（以下、「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等であること
 - (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に係る本体工事の契約を締結していること
 - (3) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に着手していること

(給付金の支給額)

- 4 この給付金の支給額は次の各号のとおりとする。
 - (1) 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単

価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

- (2) 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(交付の条件)

- 5 この給付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 給付の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 給付金に係る証拠書類等については、次のとおり管理しなければならない。

ア 対象事業者が地方公共団体の場合

給付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、給付に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を給付金の給付の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 対象事業者が地方公共団体以外の場合

給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (3) この給付金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省が行う、この給付金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(交付申請)

- 6 この給付金の交付の申請は、第1号様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

(給付金の請求)

- 7 給付金の交付を請求する場合には第2号様式による請求書を知事に提出して行うものとする。

(給付金の返還)

8 知事は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、期限を定めて給付金の全額を返還させるものとする。

- (1) 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。
- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(その他)

9 この要綱に定めるもののほか、この給付金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別表1)

【地域医療介護総合確保基金】

1 事業区分	2 標準事業例	3 物価高騰を反映した単価	4 標準単価（1㎡当たり）	5 基準面積	6 補助率
1 病床の機能・分化・連携のために必要な事業 （1）医療提供体制の改革に向けた施設の整備等	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	484,000 円	360,000 円	1 床当たり 25㎡×整備病床数	2/3

- (注) 1 第3欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
- 2 実際の建築単価が第4欄に定める標準単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
- 3 実際の建築単価が第3欄に定める単価を下回り、かつ第4欄に定める標準単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める標準単価との差額により支給額を算出するものとする。
- 4 第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を上回るときは、都道府県事業で補助された面積を限度とし、また、第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を下回るときは、当該基準面積を限度とする。

(別表2)

【医療提供体制施設整備交付金】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
1 休日夜間急患センター施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	208,200 円	(1) 人口 10 万人以上の場合 150 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m ² を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 100 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 200 m ² を限度とする。)	0.33
	-	ブロック	214,000 円	180,900 円		
	-	木造	355,000 円	208,200 円		
2 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	150 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m ² を限度とする。 また、心臓病専用病室 (CCU) を整備する場合は、1 床当たり (2 床を限度とする。) 15 m ² を加算し、 脳卒中専用病室 (SCU) を整備する場合は、1 床当たり (2 床を限度とする。) 15 m ² を加算する。) 15 m ² ×心臓病専用病室 (ただし、2 床を限度とする。) 15 m ² ×脳卒中専用病床室 (ただし、2 床を限度とする。)	0.33
5 救命救急センター施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	2,300 m ² (ただし、30 床未満の場合は、1 床当たり 30 m ² を減じるものとし、 脳卒中専用病室 (SCU) を整備する場合は、1 床当たり (4 床を限度とする。) 15 m ² を加算し、 小児救急専門病床 (小児専門集中治療室) を整備する場合は、1 床当たり (6 床を限度とする。) 15 m ² を加算し、 心臓病専用病室 (CCU) を整備する場合は、1 床当たり (4 床を限度とする。) 15 m ² を加算し、 重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室) を整備する場合は、1 床当たり (4 床を限度とする。) 15 m ² を加算する。) 15 m ² ×脳卒中専用病床室 (ただし、4 床を限度とする。) 15 m ² ×小児救急専門病床	0.33

					室 (ただし、6床を限度とする。) 15 m ² ×心臓病専用病床室 (ただし、4床を限度とする。) 15 m ² ×重症外傷専用病床室 (ただし、4床を限度とする。)	
	-	-	84,100 円	51,300 円	補強が必要と認められるものの 2,300 m ²	
6 小児救急医療拠点病院施設整備	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	150 m ²	0.33
7 小児初期救急センター施設整備	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	208,200 円	300 m ²	0.33
	-	ブロック	214,000 円	180,900 円		
	-	木造	355,000 円	208,200 円		
8 小児集中治療室施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	1 医療機関当たり 20 m ² ×小児集中治療室病床数	0.33
9 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	264,400 円	1 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 1,300 m ² 2 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 800 m ² 3 小児総合病院 4,000 m ²	0.33
	診察棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円		
10 周産期医療施設施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	264,400 円	1 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 500 m ² 2 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 300 m ²	0.33
11 地域療育支援施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	264,400 円	1 床当たり 130 m ² (ただし、10 床を限度とする。)	0.50
	診察棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円		
12 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	264,400 円	1 特殊診療棟 300 m ² 2 開放型病棟 一般病床×1 床当たり基準面積 (1 床当たりの基準面積) ・耐火構造 13.88 m ² ・ブロック・木造 12.56 m ² (ただし、50 床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	0.33
	診察棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円		
13 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	484,000 円	264,400 円	1 精神病棟 ア 病棟整備 (ア) 1 床ごとの病室面積を 6.4 m ² 以上かつ 1 床当たりの病棟面積を 18 m ² 以上確保する場合 25 m ² ×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1 床ごとの病室面積	0.33
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	484,000 円	198,000 円		
		ブロック	214,000 円	172,000 円		
		木造	355,000 円	198,000 円		
	診療所 (離島、豪雪地)	鉄筋コンクリート	484,000 円	212,000 円		

	区)	ブロック	214,000 円	185,000 円	を 5.8 m²以上かつ1床当たりの病棟面積を 16 m²以上確保する場合 22 m²×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15 m²×整備後の整備区域の病床数 (2) 結核病棟改修等整備事業 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を 6.4 m²以上かつ1床当たりの病棟面積を 18 m²以上確保する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 m²以上かつ1床当たりの病棟面積を 16 m²以上確保する場合 22 m²×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15 m²×整備後の整備区域の病床数 (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 (ア) 無床の場合 160 m² (イ) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240 m² ② 6床以上の場合 760 m² イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり 4,616 千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア 機能訓練室 1 医療機関当たり 40 m² イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1 m² ウ 浴室 浴室1か所当たり 13,493 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、
		木造	355,000 円	212,200 円	
	診療所	(3) 診療所 イ 改修等により療養病床を整備する診療所	1床当たり 8,257 千円	1床当たり 4,616 千円	
	-	(4) 療養病床療養環境改善事業 ウ 浴室	浴室1か所当たり 24,138 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 48,283 千円	浴室1か所当たり 13,493 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 26,989 千円	
	診療所	(5) 介護老人保健施設 新築	8,528 千円	4,767 千円	
		改築	10,233 千円	5,720 千円	
		改修	4,264 千円	2,384 千円	

					26,989 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数 （削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価 イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 基準面積 160 m ²	
14 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの		84,100 円	51,300 円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		399,800 円	243,800 円	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
15 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの		84,100 円	51,300 円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		399,800 円	243,800 円	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
16 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの		84,100 円	51,300 円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		399,800 円	243,800 円	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
20 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	基準面積 (1) 治験専門外来 100 m ² (2) 治験管理部門 （事務部門、相談部門、その他） 75 m ²	0.33
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	484,000 円	243,300 円		
		ブロック	214,000 円	212,500 円		
21 特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	264,400 円	基準面積 (1) 改築の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m ² を差引いた面積を限度と	0.33
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円		
	-	(2) 補強の場合	85,100 円	51,300 円		

					する。) イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡×51,300 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88㎡を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×51,300 円	
22 医療施設土砂災害防止施設整備事業	-	1 か所当たり	66,400 千円	40,485 千円	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの	0.33
23 医療施設等耐震整備事業	病院	(1) 補強が必要と認められるもの	84,100 円	51,300 円	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡	0.50
		(2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）	399,800 円	243,800 円	(2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 ㎡	
	看護師等養成所	(1) 補強が必要と認められるもの	64,200 円	39,200 円	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡	
		(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの	305,500 円	186,300 円	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 ㎡	
	医療施設	補強が必要と認められるもの	84,100 円	51,300 円	平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合補強が必要と認められるも	

					の 基準面積 2,300 m ²	
26 医療機器管理室施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	基準面積 80 m ²	0.33
28 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	108,200 円	基準面積 80 m ²	0.50
	-	ブロック	214,000 円	180,900 円		
	-	木造	355,000 円	208,200 円		
29 地域拠点歯科診療所施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	484,000 円	108,200 円	基準面積 150 m ²	0.50
	-	ブロック	214,000 円	180,900 円		
	-	木造	355,000 円	208,200 円		

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
- 2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
- 3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額により支給額を算定するものとする。
- 4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(別表3)

【医療施設等施設整備費補助金】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
1 へき地診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	198,300 円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 (ア) 5 床以下 240 m ² (イ) 6 床以上 760 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	2 分の 1
		ブロック	214,000 円	172,500 円		
		木造	355,000 円	198,300 円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	212,200 円		
		ブロック	214,000 円	185,400 円		
		木造	355,000 円	212,200 円		
2 過疎地域等特定診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	198,300 円	(1) 診療部門 160 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	2 分の 1
		ブロック	214,000 円	172,500 円		
		木造	355,000 円	198,300 円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	212,200 円		
		ブロック	214,000 円	185,400 円		
		木造	355,000 円	212,200 円		
3 へき地保健指導所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	198,300 円	(1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120 m ² (2) 指導部門のみの場合 70 m ² (3) 住宅部門のみの場合 50 m ²	3 分の 1
		ブロック	214,000 円	172,500 円		
		木造	355,000 円	198,300 円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	212,200 円		
		ブロック	214,000 円	185,400 円		
		木造	355,000 円	212,200 円		
4 研修医のための研修施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	(1) 新築の場合 研修医数×30 m ² (ただし、1,000 m ² を限度とする。) (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	2 分の 1
		木造	355,000 円	295,100 円		
5 臨床研修病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円	基準面積 500 m ²	2 分の 1
		ブロック	214,000 円	258,500 円		
6 へき地医療拠点病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	264,400 円	(1) 診療部門 1,000 m ² (2) 医師住宅 1 戸当たり 80 m ² (ただし 2 戸を限度とする。)	2 分の 1
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000 円	295,100 円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	484,000 円	198,300 円		
		ブロック	214,000 円	172,500 円		
		木造	355,000 円	198,300 円		
7 医師臨床研修病	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000 円	294,800 円	研修医数×20 m ²	3 分の 1

院研修医 環境整備 事業		木造	355,000 円	294,800 円		
8 離島等 患者宿泊 施設施設 整備事業			651 千円	352 千円	室数×40 m ² (ただし、8 室を上限と し、かつ、改修の場合は厚 生労働大臣が必要と認めた 額とする。)	3 分の 1
9 産科医 療機関施 設整備事 業	診療部門	鉄筋コンク リート	484,000 円	264,400 円	(1) 診療部門 194 m ² (2) 宿泊施設 室数×40 m ² (ただし 2 室を限度とす る。)	2 分の 1
		木造	355,000 円	264,400 円		
	宿泊部門	鉄筋コンク リート	484,000 円	294,800 円		
		木造	355,000 円	294,800 円		
10 分娩取 扱施設施 設整備事 業	分娩室、病 室、入所室 等	鉄筋コンク リート	484,000 円	264,400 円	(1) 分娩室、病室、入所室 等 194 m ² (2) 宿泊施設 室数×40 m ² (ただし 2 室を限度とす る。)	2 分の 1
		木造	355,000 円	264,400 円		
	宿泊施設	鉄筋コンク リート	484,000 円	294,800 円		
		木造	355,000 円	294,800 円		
11 死亡時 画像診断 システム 等施設整 備事業		1 施設当 たり (1) 死亡 時画像診 断室整備の 場合	69,903 千円	42,621 千円	-	2 分の 1
		1 施設当 たり (2) 解剖 室整備の 場合	173,495 千円	105,782 千円	-	
14 院内感 染対策施 設整備事 業		1 室当 たり	29,420 千円	15,724 千円	-	3 分の 1
15 新興感 染症対応 力強化事 業（協定 締結医療 機関施設 整備事 業）		病室の感 染対策に係 る整備 1 室当 たり	29,420 千円	14,546 千円	-	3 分の 1
		病棟等の感 染対策に係 る整備対象 面積 1 m ² 当 たり	484,000 円	239,300 円	-	2 分の 1
		個人防護具 保管施設の 整備対象面 積 1 m ² 当 たり	484,000 円	239,300 円	-	

(注) 1 第 4 欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。

2 実際の建築単価が第 5 欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。

3 実際の建築単価が第 4 欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第 5 欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第 5 欄に定める現行の交付

要綱上の単価との差額により支給額を算定するものとする。

- 4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。